

大津事件と井上毅

國學院大學主幹

木野主計

一

ただいま過分なるご紹介をいただきました木野でございます。歴史と伝統のある学会に招かれまして、講演をする機会を与えられましたことをたいへん感謝申し上げます。

皆さんのお手元に今回の講演の要旨が配られております。それをお読みただければ、もう講演はしなくても、どういふものであるかということはお分かり戴けると思いますので、今回はいまからちょうど百年前がどういふときであったかということを最初にお話しして、そこにたまたま起こった大津事件という国際的な大問題を明治政府がいかに処理したか。その歴史的な背景をまず皆さま方にお話し申し上げたいと思います。

二

大津事件の起きた明治二十四年の五月十一日というのは、松方内閣ができて五日目であります。なぜ新しく松方内

閣ができたかと言いますと、その前年の十二月に第一回の帝国議會を開催いたしましたして、明治政府が念願でありました立憲議會制の花を咲かせることができたわけです。花を咲かせるのはよかったです、その咲かせ方に非常に問題がありました。それはなにかと言いますと、自由民権といった思想的な背景の中で、てぐすねを引いて待っていた所謂民権派の代議士は、それ第一議會だということで、議會が開催されますと、予算問題で民力休養・経費節減という大変な難問題を政府に投げ掛けることになります。

政府としては超然主義という考え方で、政党というものから超然として構えて、政府独自の考え方をもって日本の近代的國家を建設して行くんだという考え方がありました。

戦後の風潮では、大日本帝國憲法は大変な不評判をこうむりました。しかし、中身を見ていただければ、それはその当時の頭腦を結集してできた大変な成果であります。したがって、民権を無視したり、議會制度を無視したりといったことは、細かに読んで行けばお分かりのとおり御座いませんでした。いまの昭和憲法でも公共の福祉ということで全部同じように、基本的人権にしてもみんな制約がついております。明治憲法下だとて、初めてアジアにおいて憲法を施行して、議會制度を開いて、そして、人民の権利を確定し、新しい近代的な國家を建設して行くんだという心構えで、政府としてはそういう非常な自負を持って議會に臨みました。

しかし、先ほど申し上げましたように、議會を開催してみると、いかせん民党というのは自由民権派の人たちであります、自由党とか改進黨の議席の数が多く、政府の支持をする吏党のほうが数が少ないわけです。ですから、予算案を通すことはまず不可能に近かったわけです。そこで、どうかたちで予算を通すかということが、政府として大変な難問題でありました。

明治政府の目的として目指したものは、不平等条約の改正と富国强兵、殖産興業によって世界の中に日本という新しい國を作りあげて、近代國家にするということがありました。予算案を通すについて、そういう意味ではまず殖

産興業、それから富国強兵の中の製艦費は少し減額して、民力休養、要するに税金を少し国民に還元しようというかたちで、民党と妥協して、そのうえで予算案を修正してようやく通過させたわけです。

そのときの第一議会にあたりました総理大臣は山県有朋でありました。山県有朋は妥協するときには民党側に約束した民力休養、製艦費といったものを減額することは非常に困難であるということで、内閣を投げ出したわけです。そこで松方内閣の発足が明治二十四年の五月六日、大津事件は五月十一日に起きたのですから、その五日前に松方内閣が成立したことになります。そのとき明治天皇は非常に松方の政治姿勢を心配せられまして、井上毅に対して松方にぜひとも後ろから協力して欲しいということを直々に申しました訳であります。

井上毅は松方内閣には参画しておりません。山県内閣のときは、法制局長官という重任を背負って、第一議会の舞台回し役を務めました。当時のジャーナリズムでは、そのとき民党を切り崩しにかかったのは陸奥宗光であるということが言われていた訳ですけれども、実際には大蔵次官でありました渡辺国武と法制局長官の井上毅が舞台裏で民党の妥協策を見出した訳です。ですから、陸奥宗光というのはあくまでも表向きの話であります。

陸奥宗光は松方内閣に参画いたしますが、そのときに閣内に政務部というものを作ります。陸奥流の考え方で、松方内閣をバックアップするのに政務部を作って行く。実際のところは陸奥の考えのとおりそれを行うということでありましたけれども、井上毅は陸奥の政治的意図をすでに見抜いておりまして、陸奥宗光が政治を遂行して行く上で大變に変わり身が早いところが非常に心配の事だとしておりましたので、裏方でその政務の係を井上毅と渡辺国武はやっていたわけです。

松方内閣をその当時のジャーナリズムは黒幕内閣と言っていました。後ろに控えている黒幕は、そのときの枢密院議長でありました伊藤博文、前の総理大臣の山県有朋、それから、その前に内閣総理大臣をやっておりました黒田清隆。そういった元勳たちが後ろに控えていて、その黒幕によって成立していた内閣だと言われていました。

そこへ、大津事件というとてもない大事件が勃発したわけです。これは、ロシア帝国のニコラス皇太子殿下を、こともあろうに警備に当たっていた滋賀県大津守口警察署の巡査の津田三蔵という人が、サーベルを抜いてこれに斬りかかるという大事件が勃発しました。政府としては大変に慌てまして、どう遣っていいか分かりませんでした。

三

そのとき法制局長官は不在でありました。尾崎三良という人が二十四年の六月十日に法制局長官に任命されますので、前官であった井上毅が舞台裏でどうやって事件を処理するかということ画策いたします。決して、表に出ませんでした。ですから、司法権の独立を守ったのは大審院の院長の児島惟謙である、したがって、児島惟謙のことをジャーナリズムは護法の神児島惟謙などと言っておりますけれども、実際にはそうではなかったのです。

司法権の独立を守ったのは、前法制局長官であり枢密顧問官、そして、その当時は文事秘書官長と言っておりますけれども、のちの内大臣秘書官長である井上毅です。内大臣というのは宮中と府中の別を設けて、宮中の明治天皇の足下で天皇の日夜の政務の支援をする役です。その井上毅が裏で全部解決策のお膳立てをいたしました。それによって、大審院の判決どおりにやっても、外交として問題が出ないだろうという判断を下したということです。

いちばん心配したのは、これは仮定の問題でありますけれども、ロシア帝国の皇太子がそこで斬殺されたということになりますと、これは大事件であります。そうでなくても、伊藤枢密院議長はこれももう北海道はロシアに呉れて遣らなければとても解決しないだろうと覚悟を決めていたわけです。山県有朋は九州ぐらいいは遣らなければ、ロシア帝国は言うことをきかないだろうと。明治政府としても大変な決意でこの事件にあたったわけです。

そのときに、井上毅は心配をして、その当時、宮内省の御雇法律顧問官のような役割をしていて、実際は司法省の法律顧問でありましたアレクサンドロ・パテルノストロという人に、どういった解決策があるかということをしぐ問

い合わせました。このレジュメの十項目にわたって、その解決策が書かれております。その中でとくに重要なことはどういふことかと言うと、まず、明治天皇がすぐロシア皇太子に面会をして、ご慰問されることが非常に重要であるということが書いてあります。

実際には天皇陛下はその晩のうちに独自にそれを考えました。そして、翌朝の一番列車で京都に赴いたわけです。ですから、これはパテルノストロの考えによったというよりは、明治天皇が自分で、大変なことであるから、私が解決しなければならぬということ、翌朝の新橋六時三十分発であります一番列車に乗りました。その前の晩、天皇陛下は宮内省と内閣で善後策をとっておりまして、その奏聞を御聴取されて居りましたから、ほとんど寝てはおられなかったと思います。そして、一番列車で京都に参ります。

もう一つ、パテルノストロも言っておりましたが、ロシア皇帝に大至急ご慰問の電報を打つ。これもまず当時ロシアの駐劄全権公使をしておりました西徳二郎宛に、電信でそれもひら文でご慰問の電文を打ちました。西徳二郎がロシア皇帝に明治天皇の慰問文でありますコンドレアンスを奉呈したわけです。

そのほかにパテルノストロは、陛下は露国皇太子遭難の場所へ国手を従えて、国手というのは国を医する手というよな名医という意味ですが、その当時の陸軍の軍医総監をしておりました橋本綱常、それから帝国大学の医科大学の教授をしておりましたドイツ人の名医であったスクリッパを急遽派遣することにして、皇太子の傷の手当てということで天皇に随行をさせて西下をしたわけです。

さらに、これは全世界に流れた大事件でありますから、日本が条約を結んでいる締盟列国に対して、日本政府の確固たる外交政策に基づいて適切な外交的な処理をするように、日本の外交使節に対して訓令を發しました。

あと、その当時議会は閉会しておりましたので、議会の衆議院議員、貴族院議員も連署でご慰問文を露国皇太子に宛て出しなさいとか、国中の市町村から慰問文をやはり皇太子宛に出させるということもパテルノストロは言ってお

りましたが、実際にそのとおりになっておりました。大津事件に対する明治政府の対策がパテルノストロ答議の十かから十までで羅列してありますが、この中でとくに重要なのは、事件が起きまして三日後の五月十四日にロシアの皇帝から次のような電報が入信いたしましたことです。

「陛下の陳述せられたる至情と余の太子に与へられたる懇切なる好意は、朕の深く感謝する所なり。大津に於ける不慮の遭難は実に悲むべきことなれども、之れが為め太子が兼ねて陛下に訪問せんと自信せし歎望を失はしめざらんことを希望に堪へず」。

これで明治政府はほっといたします。ロシア皇帝からこういう電報を貰ったことにより、まず最初の外交的難関は突破した。その次に、露国皇太子の接伴の係の委員長をしておりました有栖川宮威仁親王よりの急電に接して事件を知った天皇であります。そこで、北白川宮能久親王を御名代として午後五時に派遣することを決めたが、それでは、ということでも明治天皇が直々に京都へお出座しになるということになりました。

そこで、パテルノストロの意見の中にもありましたが、ロシアへ慰問使として有栖川宮威仁親王を特別使節の正使に、そして、ロシア外交に名のありました子爵の榎本武揚を副使として、ロシアに派遣することを急遽決めて、その仕度に取り掛かった訳です。ところが、五月二十日にロシア政府から、わざわざ特使をロシアまで派遣するには及ばないという電信が入電いたします。これですっかり事件に対する外交的問題は解決することができたと井上毅は思ったのです。

四

ところがその当時、政府側としては、これで外交的に解決したという考え方にはまだなっておりませんでした。それはなぜかと申しますと、ロシアの皇太子が日本に訪問をするという段階では、ロシアでは社会主義思想が風靡をし

て、革命党というものが結成されて、ロシア皇帝を非難し、それにとって代わろうという雰囲気が起こっていたわけです。そういうことで日本に来たときに、もしそういう者がいてロシア皇太子を襲撃するようなことをロシアの在日外交使節は恐れていたものですから、事前に外務大臣青木周蔵にシェーウィッチという日本駐留のロシア帝国の公使が、そういう事件が発生したらどういう処置の仕方をしますかとという問い合わせをしております。

そこで、青木外務大臣はそんなことは勿論起きませんよとは確約したのですが、シェーウィッチはさらに問い合わせをするわけです。そして、そういう事件が起きたら、そういった者に対しては死刑をもって臨むというノートを取り交わしていたのです。そのために、事件が発生してみると、そういう取り交わしがあつたために、津田三蔵を死刑に処しなければならぬという外交的な責任問題があつたわけです。

これは外に公的には出せない事情であります。よもや青木外務大臣はそんな事件が起こるとは思っておりませんか、ロシア公使のシェーウィッチにその確約をしたわけです。ところが、青木外務大臣は事件が起きてしまつて、その問題を松方総理大臣にこういう事情があつたのだということを説明できかねていた。

そういった事情がありましたから、政府側としては犯人の処罰に対しては死刑をもって臨まなければならぬ。ところが、日本の皇室に対する罪でなければ、犯人を死刑にすることはできないわけです。一般の謀殺未遂であつては、とても死刑に処することはできない。しかし、かかる外交的事前の打ち合わせ問題があつたものですから、政府側としてはますます窮地に立たされたわけです。

青木外相が伊藤博文と井上馨と話し合つたいきさつ、これは伊藤自筆の経過録というのがあります。『秘書類纂』という本の中にありますが、その中に、井上毅などが絶対罪刑法定主義の立場から津田三蔵を皇室に対する罪で裁判をするということはできないんだということを強く言つたものですから、ロシアの公使から死刑を望むというオフィシャルノートを提出してほしいという外交交渉に入ったということが書かれています。

ちょうど神戸沖に停泊しておりました露国軍艦の「アゾア」に赴きまして、青木外相がこのことについて折衝いたしました。さすがにロシア公使はそんなことを日本にオフィシャルノートで突きつけることはできない。そこで、犯人の処罰については日本政府に任せるということを言ったものですから、その間に入ってしまったって、政府は非常に困ったのであります。

先ほど申し上げましたように、事件の外交的な解決というものが、すでに宮中とロシアの皇室の間である程度の曙光が見出せたということですので、井上毅はこれは大審院の裁判に任せても外交的な事件には発展しないだろうと読んでいただけです。

これは資料に挙げておきませんでしたけれども、さすが大政治家、伊藤博文も外交的にはそれで大丈夫であろうと聞いた読みをいたしました。大審院に皇室罪をもって裁判をしろと政府が責付かなくとも、これは大審院の裁判の訴訟指揮どおり遣って、たぶん謀殺未遂罪の判決が下るだろう位は考えていた。そして、五月二十四日に大審院から被告津田三蔵、刑法第一一六条、皇室に対する罪をもって処断するの見込みなしという電報が政府にきたわけです。これは政府側にとっても万幸体であります。

外務大臣として長い経験のあった井上馨はしきりに青木外務大臣に接触をして、ロシア側からの死刑のオフィシャルノートを出させるように画策していました。これは資料はなく、私の類推であります。伊藤のたぶん大審院の判決どおりやって外交的には問題ないだろうという話を聞いたものですから、井上馨は病氣と称して、二十四日に早々に長州に引き揚げてしまいます。これは具合が悪い、逃げるにしかずということで、彼は強引に死刑論を展開したので政府筋からなんだかんだと言われると困るものですから、長州へ逃げてしまいます。井上馨という人もたいへん変わり身の早い人であったわけです。そして、大審院判決は謀殺未遂罪で無期懲役という判決が出たわけでした。

五

これは後日談になりますけれども、もともと津田三蔵という人は三重県出身の武士であります。そして西南事變に出征をして大変な手柄を立てております。勲章までもらっております。

ロシア皇太子が日本を訪問されるというのは、ロシア帝国が東洋への門戸を開くためにモスクワからウラジオストクまでシベリア鉄道を開通して東亜の覇権を握ろうという考えがあった。そして、そのウラジオストクでの起工式に臨むためにロシア皇太子が来たわけで、その途中たまたま日本に寄ったわけですから、ロシアの覇権が東洋に及んでくるといふ危機感が当時の日本には非常にあつたのです。

そして、露国皇太子一行は長崎で大歓迎を受けました。これには親戚関係にあつたギリシアの皇族も一緒についてきています。長崎で日本の大歓迎を受けて、非常に上滑りをした考えを一行は持つに至ります。そして、京都へ行き、比叡山を臨むところで維新の志士たちの記念碑のあるところを、五月十日に皇太子の一行が通りかかります。そして、琵琶湖を眺めながら、維新の志士たちの碑の上に足をかけたのです。それを前の日に津田三蔵は見ておりました。そして、とんでもないことをするという悲憤にかられた。いくらなんでも皇太子に斬りつけることはなかつたと思ひますけれども、ロシアの覇権に対する意気盛んな巡査であつたわけです。

ですから、政府は外交的にはあくまでも犯人津田はファナティックな神経の持ち主で狂人だということを押し通したわけです。普通の考えをもつた巡査であるといつたら、ますますもつて政府は困るわけです。そういった裏の事情がありました。そして、表向きは無期懲役の判決が出て、網走の刑務所に収容されますが、翌年、病気で亡くなつております。

私はこれは裏があると思ひます。なぜならば、日本の外務省が津田三蔵が網走の刑務所で病死したということをお

シア政府に通告をしたオフィシャルノートが外交文書の中にあるのです。日本の刑法によって罰して、日本の刑務所に入っている津田三蔵が死のうと生きようと、わざわざロシア政府に通告することは普通は考えられないわけです。そういうことで、これも後の問題ですが、外務省としては日露間で取り交わした交換公文をなんとしてもなかつたことにしないと、日本政府としては外交上に汚点を残すわけですから、外交折衝を通じてたいへん努力してこれが成功をするわけです。そういった隠された事件が裏にあったと思うわけです。当時の日露間の力関係から見れば、大津事件に関する外交交渉の処理は大成功だったわけです。

六

当時の政府の要路者の犯人の擬律案ですが、先ほど申し上げた井上馨は、犯人をどうやって裁判をしたらいいかということを、青木外務大臣に対して、わが政府はむろん大審院判事をしてこれを死刑に処するの判決をなさしむべし、その用意のための手段は松方、黒田内閣員が尽力中であるということを書いて、ロシア側にそれを求めると言っています。

さらにその当時、枢密院の書記官であった花房直三郎、これはのちに井上毅の法制局の参事官になる役人でありませんが、井上毅のあと枢密院書記官長になりました伊東巳代治に対して、某月某日某所において露国皇太子殿下を負傷せしめたる者を死刑に処すという法律を出して死刑にしたらいいだろうということを言っています。これは刑法の大原則である法律は過去にさかのぼらないという不遡及の原則で、問題にならなかった。

さらに、花房直三郎とか、憲法学者として有名な東京帝国大学法学部の教授で憲法学を担当する穂積八束、それから、同じく枢密院の書記官でありました有賀長雄たちがどういう議論をしていたかというところ、第一案としては、国籍剥奪のうえ国外に追放したらいい。そうすれば、日本政府の責任は逃れる。第二案は国境外に逃げ出さしめたらいい。

第三案はお手打ち。今更お手打ちの時代ではありませんが、こんな案を当時の錚々たる法律学者が言ったというのは事実であります。しかし、これも問題にはなりませんでした。

七

それでは、井上毅が大津事件に対してどういった意見を持っていたかということを書き上げますと、明治二十二年の九月というのは、大隈外相が爆弾でやられまして、条約改正事業が頓挫いたしました。あの条約改正が行われていたときであります。井上毅は官制調査委員長というかたちで、条約改正事業に尽瘁をいたしておりました。そして、『内外臣民公私権考』という本を書きました。これは日本の国民の主権、人権というのはどういふものであるかということを書いた本であります。

それを伊藤枢密院議長に献呈をしたときにつけた献辞の中で、「小生は憲法義解の責めを荷ひ、憲法主義の保護者の一人となりて上聖明に訴え、下も公衆に問ひ、無上は一身を犠牲にして憲法または法律を守るための一つの屏翰の任にあたる」ということを言っております。

さらに明治二十二年、大日本帝国憲法を公布したのにも拘わらず、検察官並びに警察官の弊害を述べた意見の中で「我が邦、現今の裁判所及び監獄署を觀るに、判決迅速ならず。公平の裁判を支うること能はず、獄則を濫用して、虐待の私にあるを免かれず、帝国憲法が保証したる人權の自由を妨害するに実に甚だしき者あり。是蓋し裁判所独立せず、裁判官はその位地、信用の何者たるを知らず、情実、政略の干渉を蒙り、情実に動かされて、警察官吏の過を弥縫せんとし、事の是非に依り裁判するにあらずして、多くは政府の意を迎へて裁判するこそ一身の官利を計るの道なりと誤信するに依る」と言っています。

このように、その当時の裁判官に対して痛烈な批判をしております。なぜもっと帝国憲法に従って裁判をしないん

だということを言っているわけです。

そこへこの大津事件が起きた。そういう考えを前々から井上は持っていましたから、伊藤に宛てた手紙は省略いたしました。その次の松方総理大臣に宛てた五月十八日付の意見を見えます。「若今度の犯人（津田三蔵）にして普通の謀殺未遂の条に当てずして、皇室に対する罪の条に付会して処刑し、或は政府より裁判官に対して処刑を要求するが如きことあらば、即ち正条の外に臨時に刑例を造作する者にして、万一にも是の如きことあらんには、此の事あるの日より我が刑法万国に光輝ありし名譽は一時に地に墜つるのみならず、日本法律の人民に対し生命、財産、權利を保護するの確証たるに足らざることを宇内に表明して、国家に法ありて法なく、政府及び司法官に人ありて人なきことを示し、各国の嘲笑を招かんと必然なり。且つ、憲法第二三条に日本臣民は法律に依るに非ずして処罰を受くることなしとあり。若法律に依らざるの処罰の例を啓かば、是れ政府は違憲の責めを免るべからず」という理路整然とした意見を松方に言っております。

この時点は五月十八日であります。先ほど申し上げましたように、外交的な問題は解決したという井上の考えがあるものですから、こういうかなり格調高い意見を松方に言っています。明治天皇自ら井上毅に対して、どうか後ろで松方の政治に間違いのないようにスパーバイズしてほしいと言われた。それをこういっただかたちで意見として松方に言っております。こんな意見を寄せられましたら、受けた松方としてはきつかったと思います。

八

それでは、井上毅はこういった意見をどこで勉強したのか。井上毅にこのような意見を述べさせるに至った近代的な法思想、すなわち立憲君主制による近代国家を構築するためには行政、司法、立法の三権が分立して、行政には内閣の責任、行政救済としての行政裁判制度があり、司法には罪刑法定主義による司法権の独立がある。立法には国の

機関として議会の法律制定権がある。明治憲法では法律の場合は協賛権でありましたが、実際には協賛権といえども制定権と同じで、議会の協賛が得られなければ法律案として議会を通過できないわけです。ですから、これは全く制定権と同一であります。

井上は明治五年から六年にかけて岩倉遣外使節団の司法省の随員としてフランスに司法制度の勉強に行っており、従来から、ややもしますと、井上毅はドイツの法律制度を援用して帝国憲法とか日本の法制度の起草にあたって言われております。そのとおりでありますけれども、本然的に井上毅はフランス流の基本的人權（ファンダメンタル・ヒューマン・ライツ）というものの考え方を持っております。

そして、明治十年代までに書きました『仏国大審院考』、『治罪法備考』、『治罪法』というのは刑事訴訟法のことです。それから『王国建国法』。これはプロシアとベルギーの憲法の翻訳であります。それから、『仏国司法三職考』。これはフランスの司法制度には裁判官と検事と弁護士の上の三職があるということを書いた本であります。こういうものが明治六年、七年の段階でだいたい原稿はできておりました。

今年、私は重大発見をしたのであります。それはどういふことかと申しますと、自由民権の思想家として戦後有名になった植木枝盛という人がおります。自由民権思想家の雄でありますこの植木枝盛は、井上毅のこの三つの本、『仏国大審院考』・『治罪法備考』・『仏国司法三職考』の草稿本を司法省から借り出して、明治八年の一月から六月までの間に神田錦町の徳大寺邸内の家で、これを自ら筆写をして勉強していたという事実を発見したのでした。

植木枝盛が明治十四年に起草いたしました『日本国憲案』というのがあります。家永三郎氏がその特徴は何かと、いうことで説明をしているのは、抵抗権の条項が謳い込んであるということです。抵抗権が認められるということは、井上毅の『治罪法備考』の中にはっきりと書いてあります。家永さんは福沢諭吉の『学問のすゝめ』とか、加藤弘之の『国体新論』といったものから勉強したと言っていますが、さにあらず。なぜならば、植木の『日本国憲案』の

構成を見てみますと、井上毅が『王国建国法』で翻訳したベルギーの憲法に全く似ております。井上毅の翻訳をした本の跋文で、ヨーロッパの憲法のうちでいちばん整っているのはベルギーの憲法であるということをはっきり書いています。そして、もちろん陪審制度とか、抵抗権の思想とか、ベルギー憲法にはそれはうたっておりませんけれども、それに類した条項が入っております。そういったものを植木枝盛は井上毅の先述の図書を参照して、彼の憲法草案を作ったわけです。自由民権家の雄でありました植木枝盛の思想も、実を見えますと、井上毅の影響が多分にある。多分どころか、重大な影響がある。

しかし、大津事件を解決した意見と同様に、いままでそういったことが世の中に発表されていないのであります。いまもって高等学校とか中学校の近代史の教科書では、司法権の独立を守ったのは、大審院長の児島惟謙であるなどということを書いているわけです。

先ほど司会者の鎌田純一先生からご紹介いただきましたが、私は井上毅の伝記を編纂しております。現在、伝記史料として六巻、これは井上毅の著作全集であります但し編纂を完成していません。

それから、井上毅がロエスレルとかボアソナードとか、先ほど申し上げたイタリア人のパテルノストロといった外国人の御雇法律顧問たちに、日本でどういった法制度を確立すればいいかということの質疑をしております。その質疑応答の資料を『近代日本法制史料集』というかたちで、ここにおられます大原先生と私、それから最近刊行を見ました『人間吉田茂』という大著の編纂に協力された柴田紳一君の三人で、國學院大學の日本文化研究所で編纂をしております。現在十二巻まで出ております。全二十巻を編纂しようと、いま鋭意努力中であります。

いま言ったような井上毅の意見は全部これらの史料集に収録されております。したがって、日本の近代史を勉強する人たはいかに勉強不足であるかということが、逆に証明されるかも分かりません。あまり我田引水のことを申しますと、お前なにを言うかという批判をこうむるといけませんけれども。

今日は大津事件を処理して、日本を近代的法治国家としてこの問題を解決した井上毅のことをお話いたしました。最後に、井上毅は文部大臣を明治二十六年から二十七年にやっております、そのときに明治十九年発布の帝国大
学令を大改正をし、更に高等学校令を作って発布致しました。いまの東京大学とか日本の大学というのは、もちろん、
戦後は学校教育法とか大学の設置基準等で、いろいろなかたちで新しい制度にはなっておりますが、たとえば講座制
とか、教授会・名誉教授の制度とかそういったものは帝国大学令時代とやら変わっていません。それは井上毅が文
部大臣のときに大改正をした帝国大学令によっているのです。

さらに重要なことは、国が歴史を編纂するということは間違いで、国は歴史の史料を編纂すればよろしいのだと井
上は言っていて、歴史の何たるかはそれぞれ個人が歴史の史観を作って、それによって国の歴史を構成すれば良いのであ
るとしました。史料編纂の事業、これも井上が、そのときにあった帝国大学の史誌編纂係を廃止して、新たに史料編
纂所を東京帝国大学内に設置したわけです。

従来、井上の業績は明治の歴史の表に出ておりません。ですから、評価がなかなか行われなかったのですけれども、
井上の史料集がすでに刊行されているわけですから井上研究も進むものと思っております。今日の講演の内容もそういっ
た史料集の中から引っ張りだした史料だけで話をしたのであります。なんら新しい史料をこの中に加えて講演を申し
上げたわけではありません。井上毅が明治国家を創設するために努力した事業の一端を申し上げまして、今日の講演
を終わらせていただきたいと思います。ご静聴ありがとうございました。

註

(1) 宮内省事務取調嘱託イタリー国法律博士アレサンドロ・パテルノストロ建議

此ノ如キ重大且ツ例外ノ場合ニ対スル余カ意見ヲ陳フレハ左ノ如シ、

第一 陛下ハ露国皇太子遭難ノ場所ヘ国手ヲ從ヘ行幸セラレ、以テ切ナル親愛ノ御意ヲ示サル、コトヲ要ス。

第二 陛下ヨリ既ニ露国皇帝ニ対シ御慰問ノ電報ヲ発セラレシナラン。(後略)

第三 直ニ電報ヲ発シタル後、天皇陛下ヨリ特別ノ書、即チ御慰問書(コンドレアンス)ヲ露国皇帝ニ送ラル、ヲ以テ善隣ノ厚誼上必要ノ事トス、此ノ書ハ特別ノ使節ヲ派遣シテ差出スヲ良シトス。

第四 第二項ニ掲ケタル電報ハ直ニ露国在留ノ日本公使ヲ經テ差出スヘシ。(後略)

第五 電報ヲ以テ事実ヲ在外公使ニ通知スヘシ、(中略)在外公使ハ機敏ト巧妙トヲ以テ、事実ノ日本ニ於ケル与論ト符号スヘキ事ヲ勉ムヘシ。(後略)

第六 犯罪ノ審問ハ遲滞ナク日本ノ法律ニ從ヒ処刑スル必要ノ処分ヲ為スヘシ。

第七 (前略)新聞政党其他科学文学商業等ノ結社団体ハ、其議決ヲ以テ此ノ一個人ノ為シタル危害ニ対シ憤懣ニ堪ヘサル事、国賓ニ対スル日本人民ノ親愛及此ノ危害カ日本ノ国運ニ関シ憂フル所ナル旨ヲ表シ、併セテ速ニ全癒アラランコトノ希望ヲ示スヲ要ス。(後略)

第八 (前略)日本人民カ露国ノ無政府党ト関スル所アルヤ否ヲ探究シ、果シテ此ノ形跡ノ存スルアラハ之ヲ外国ニマテ追跡スル。(後略)

第九 官報ハ左ノ事項ヲ記載シ、事実ノ詳細ヲ報道スヘシ、

「総テ日本人民ハ天皇陛下ノ宸襟ヲ惱セラルルニ等シキ感覺ヲ有シ、諸府県ヨリ公私ヲ問ハス、此ノ不慮ノ危害ニ対シ、憤懣ノ感情ヲ表明スル為メ、政府ニ多数ノ電文ヲ送り來リ、而シテ皇太子ノ御快癒ヲ祈ル旨」
第十 (前略)国会閉会中ナルヲ以テ、在京ノ貴衆兩院議員ハ私ノ式ニ於テ集会シ、各自ノ名義ヲ以テ左ノ如キ議決ヲ為スヘシ、

「在京ノ兩院議員ハ国民感情ノ在ル所ヲ知ルヲ以テ、一狂漢ノ所為ニ出タル此危害ニ対シ、痛惜悲憤ニ堪ヘサル意思ヲ示シ、併テ殿下自身ニ負フ所ノ日本人民ノ親愛ト日露兩國人民及其政府ヲ親密ナラシムル所ノ厚誼トヲ有スル皇太子ノ速ニ全癒アララン事ノ希望ヲ表明スル事」

(明治二十四年)五月十一日夜

パテルノストロ口述

町田重美口訳

(法制局書記官試補)